



令和5年度
赤十字会員増強運動

実施のしおり

日本赤十字社
岐阜県支部
大垣市地区

————— ご協力いただける皆様へ —————

赤十字事業の推進につきましては、日頃より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

赤十字の活動は、皆様方からの会費と寄附金によって運営されており、その使命は世界中の人々が人間らしく生き、平和で健やかな暮らしを維持することができるよう、国境、宗教、人種を超えてあらゆる努力を尽くすことです。

本年も、協賛委員や自治会関係者の皆様方には、赤十字活動の趣旨を一層ご理解いただき、赤十字会員増強運動にご協力くださいますようお願いいたします。

令和5年5月

日本赤十字社岐阜県支部大垣市地区

地区長 石田 仁

令和5年度会員増強運動の岐阜県目標額

3億円

赤十字会員等募集についてお願い

① 運動の趣旨

日本赤十字社の行う各種事業は、会員・協力会員からいただいた浄財で運営されています。

国の内外にわたる活動を円滑に、強力に推進していくために、赤十字を理解していただいたうえで、一人でも多くの方に日本赤十字社の活動へのご支援をたまわりますようお願い申し上げます。

② 赤十字の主な活動

(1) 国際活動

紛争や自然災害時の救護活動及び難民救済、災害対策や保健衛生事業への援助、開発協力

(2) 救護活動

災害発生時に、医療救護班の派遣、救護所の設置、救護物資の配布、義援金の受付

(3) 医療事業

赤十字病院(岐阜、高山)を設置し、一般診療と併せ、災害時の救護活動等の実施

(4) 看護師等養成事業

医療施設をはじめ、国内外の災害救護活動で活躍できる看護師などの育成

(5) 血液事業

献血運動の推進と、その尊い血液を県内の病院や診療所へ供給

(6) 救急法等の講習

すべての人々が平和で安全に生活するため「救急法」、「水上安全法」、「健康生活支援講習」、「幼児安全法」の講習を実施

(7) 赤十字活動とボランティア(赤十字奉仕団等)

「人道・博愛」の精神のもとに、赤十字事業推進のため各種のボランティア活動を実施

(8) 青少年赤十字活動

赤十字精神を通じて、一人ひとりが世界の平和と人類の福祉に尽くせるような心を育む活動を学校の間を通じて推進

※ 詳細についてはパンフレット「日赤ぎふ」をご参照ください。

③ 運動のすすめ方

大垣市では、各自治会を通じて日本赤十字社へのご協力をお願いしています。

- (1) 以前から赤十字の会費をお支払いいただいている方には、継続して納入をお願いしていただき、新規の方には、会員・協力会員になっていただけるよう各世帯にお願いしてください。

平成 29 年度から日本赤十字社の制度が変更となり、目安として年 500 円以上ご協力いただける方を協力会員、年 2,000 円以上ご協力いただけて会員登録された方を会員とすることとなっております。

- (2) 会費の納入は決して強制ではありませんし、納入が困難と思われる世帯に無理にお願いする必要もありません。しかし、赤十字活動の趣旨をご理解いただける場合には、「赤十字会員・協力会員」として、活動資金へのご協力をよろしくお願いいたします。

④ 運動資料等

- (1) 「日赤ぎふ」(パンフレット)について

赤十字会員増強運動推進のために各世帯に配布するものです。

- (2) 会員証・協力会員証について

本年度から新たに毎年会費を納入していただくことになった方には、会員証・協力会員証を作成してください。

※ 会員証・協力会員証は、日本赤十字社岐阜県支部大垣市地区（大垣市役所社会福祉課）にて管理しておりますが、個人による管理を希望される場合にはお申し出ください。

- (3) 会費の受領・納入について

会費を受け取った際には、希望に応じて所定の受領書を発行してください。受領した会費は、会員証・協力会員証とともに日本赤十字社岐阜県支部大垣市地区（大垣市役所社会福祉課）、臨時窓口（旧支所管内）または各地域事務所にお渡しください。

※ 領収書を希望される場合には、お手数ですが日本赤十字社岐阜県支部大垣市地区（大垣市役所社会福祉課）までお申し出ください。

- (4) 会費の口座振り込みについて

自治会一括納付される場合（会員証・協力会員証が自治会名となっている自治会）は、専用用紙による口座振り込みが可能です。

あらたに一括納付をご希望される場合には、日本赤十字社岐阜県支部大垣市地区（大垣市役所社会福祉課）までお申し出ください。

日本赤十字社コーポレートスローガン

人間を救うのは、人間だ。Our world. Your move.

⑤ 表彰と税制上の処遇

早わかり

| 功 勞 の 種 類 | | | 表 彰 等 の 方 法 |
|----------------------|---------------------|----------------------|--|
| 会費の拠出による功勞 | 会費 | 一時納金 | 特別社員章を贈る |
| | | 分割納金 | |
| | 会費又は寄付金 | 20,000 円以上 | 毎年 2,000 円以上の会費を納入し、その累計額が 20,000 円以上の金額に達した会員 |
| | | 一時又は累計額で 200,000 円以上 | 銀色有功章を贈る (楯式) |
| 一時又は累計額で 500,000 円以上 | 金色有功章を贈る (法人の場合は楯式) | | |

上記金額以上等の表彰については、お問い合わせください。

税制上の優遇措置(要旨)

| 区分 | 寄付の内容 | 適用期間 | 措置の内容 |
|--------------------------|--|----------|--|
| 所得税の控除 (特定寄付金) | 日本赤十字社の事業全般に対するご寄付 | 通年 | 寄付金の金額(但し、上限は寄付者の年間所得総額の 40%まで)から 2,000 円を差し引いた額が寄付者の年間所得総額から控除される |
| 個人住民税の控除 (個人住民税に係る寄付金) | お寄せいただいたご寄付で総務大臣の指定を受けた事業に対するもの | 通年 | 寄付金の金額(但し、上限は寄付者の年間所得総額の 30%)から 2,000 円を差し引いた額の 10%が、寄付者の住民税額から控除される |
| 相続税の非課税 (相続税に係る寄付金) | 相続又は遺贈により取得された財産のうちからお寄せいただいた日本赤十字社事業全般に対するご寄付 | 通年 | 寄付した相続財産の価格は、相続人が納めるべき相続税の課税価格に算入されない |
| 法人税の控除 (特定公益増進法人に対する寄付金) | 日本赤十字社の事業全般に対するご寄付 (「特定公益増進法人に対する寄付金」) | 通年 | 法人の通常有する寄付金の損金算入限度額と合わせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入される |
| 法人税の控除 (指定寄付金) | 日本赤十字社にお寄せいただいたご寄付で、財務大臣の指定を受けた事業に対するもの | 毎年 4月～9月 | 寄付金の全額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず、損金の額に算入される |

内祝や香典返しを...

長寿のよるこびや、全快祝い、金・銀婚式記念、香典返し等を「日赤の事業資金」として各方面から寄付して頂いております。

20万円以上の場合には有功章を贈り表彰いたします。

〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地 大垣市役所社会福祉課内

日本赤十字社岐阜県支部大垣市地区 ☎ <0584>47-7256(直通)